Q1 なぜ手帳の預かりができないのか。

精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平成七年九月十二日厚生労働省保健医療局長通知)では「申請者が手元に手帳を有しない期間が長く生じないように配慮すること」とあり、更新期間中も手帳(原本)は本人が所持することが適切と考えました。

また、更新期間中も手帳関連のサービスの使用に影響がないようにするため、本人が所持することとします。

Q2 なぜ郵送による手帳の送付は行わないのか。

これまでは普通郵便での送付をしていましたが、普通郵便での送付により、不着や紛失、著しく遅れての到着などのリスクがあり、手帳は身分証明書となる重要なものになるので申請時に簡易書留分の切手のご用意いただいた場合をのぞき、原則窓口受取とします。

Q3 本人が取りにいかないといけないのか。

代理人による受け取りも可能です。代理受取の場合は、認定後の電話連絡時に代理人の名前を確認し、交付時に代理人の本人確認書類をご提示いただき、確認の上交付します。

Q4 再発行申請や記載事項変更の場合も同様の取り扱いか

精神障害者保健福祉手帳に関する手続き全て同様です。

Q5 手帳の更新中に手帳を紛失しらたらどうすればよいか

再発行の手続きを行ってください。（手続きで不明な点等ございましたら保健支援課までご連絡ください。）

Q6 いつまでに受け取りにいかないといけないのか。

受け取りに期限はございません。手帳の有効期限内のご都合のつく時に窓口へお越しください。（平日8時30分～17時15分）

Q7 手帳受取の郵送手段は、レターパックや特定記録郵便でなく、簡易書留でないといけないのか。

郵送事故防止のため、本人への手渡しを原則とします。簡易書留料金460円分の切手を貼付した封筒を準備した場合にのみ、郵送可。

Q8 申請者の住所でなくても郵送物の住所に指定をすることはできるか。

申請時に、返信用封筒（簡易書留分の切手貼付）に郵送希望先をご記入ください。

Q9 受取ができる場所はどこか。

以下の窓口で受取が可能です。（平日8時30分～17時15分） ※②～⑥で受取希望の場合は事前にご連絡ください。

①保健支援課 ②吉田保健福祉課 ③桜島保健福祉課 ④松元保健福祉課 ⑤郡山保健福祉課 ⑥喜入地区保健センター

Q10 精神障害者手帳はどうして支所（谷山・吉野・伊敷）で受取できないのか。

精神障害者保健福祉手帳は、自立支援医療（精神通院）の手続きと同時申請もでき、手続きが煩雑であり、谷山、吉野、伊敷支所では受付窓口体制が整わないため。

Q11 郵送で申請する場合も簡易書留でないといけないのか。

郵送申請にあたり、手帳を保健支援課宛てに送付する場合は、簡易書留のほか、追跡サービスのあるレターパック等による申請も可とします。